所定疾患施設療養費算定状況

平成２４年４月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◆所定疾患施設療養費について◆

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態はつぎのとおりであること。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

②算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和元年度　所定疾患施設療養費　算定人数及び日数

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
人数	1	3	3	2	2	4	8	4	4	5	2	3
日数	3	18	21	12	13	20	32	22	24	26	12	10

介護老人保健施設ケアホームやすみ